

大分県屋外広告物条例（昭和三十九年七月七日 大分県条例第七一号）

大分県屋外広告物条例施行規則（昭和三十九年七月二六日大分県規則六四号）

（目的）

第一条 この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第八十九号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。
（平一七条例二八・一部改正）

（広告物のあり方）

第二条 広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならぬ。
（平一七条例二八・一部改正）

（禁止地域等）

第三条 次に掲げる地域又は場所においては、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区、緑地保全地域、生産緑地地区又は伝統的建造物群保存地区。ただし、知事が指定する区域を除く。

二 景観法（平成十六年法律第百十号）第七十四条第一項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第七十五条第一項に規定する条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

三 景観法第七十六条第三項の地区計画等形態意匠条例により制限を受ける地域のうち、知事が指定する区域

四 市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する市民農園の区域。ただし、知事が指定する区域を除く

（趣旨）

第一条 この規則は、大分県屋外広告物条例（昭和三十九年大分県条例第七十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（平一一規則七〇・一部改正）

- く。
- 五 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号)第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその敷地並びに同法第九十条第一項若しくは第二項又は第一百条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域
- 六 大分県文化財保護条例(昭和三十年大分県条例第十二号)第四条の規定により指定された建造物及びその敷地並びに同条例第三十五条の規定により指定された地域
- 七 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項第十一号に掲げる目的を達成するため指定された保安林のある地域
- 八 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第三章及び第四章の規定により指定された原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域。ただし、知事が指定する区域を除く。
- 九 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和三十七年法律第四百二十二号)第二条第一項の規定により指定された保存樹林のある地域
- 十 道路及び鉄道等(鉄道、軌道及び索道をいう。以下同じ。)で知事が指定する区間
- 十一 道路及び鉄道等から展望することができる地域で知事が指定する地域
- 十二 都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令(平成十五年政令第六十二号)第二条各号に規定する公園又は緑地の区域
- 十三 河川、湖沼、溪谷、海浜、高原、山岳及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- 十四 港湾、空港、駅前広場及びこれらの付近の地域で知事が指定する区域
- 十五 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、博物館、美術館、体育館及び公衆便所の建造物並びにその敷地
- 十六 古墳、墓地及び火葬場
- 十七 その他知事が特に指定する地域又は場所
- (昭四五条例三〇・昭四九条例一七・平八条例一七・平一一条例三六・平一七条例二八・一部改正)

(禁止物件)

第四条 次の各号に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- 一 橋、トンネル、高架構造、植樹帯及び分離帯
- 二 石垣、擁壁の類
- 三 街路樹、路傍樹、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹及びその支柱

四 信号機、道路標識、防護柵、駒止めの類及び里程標の類

五 電柱、街灯柱その他電柱の類で、知事が指定するもの

六 消火栓、火災報知器及び火の見やぐら

七 郵便差出箱、信書便差出箱及び電話ボックス

八 送電塔、変電塔、送受信塔及び照明塔

九 煙突及びガスタンク、水道タンクその他タンクの類

十 銅像、神仏像及び記念碑の類

十一 景観法第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木

十二 その他知事が特に指定する物件

2 電柱、街灯柱その他電柱の類(前項第五号に掲げるものを除く。)には、はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。

3 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(昭四六条例九・平一七条例二八・一部改正)

(許可)

第五条 前二条の規定により広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

(平一七条例二八・全改)

(許可の申請)

第二条 条例第五条並びに第六条第五項及び第六項の規定により知事の許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書(第一号様式)二通に次の各号に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 材料及び構造に関する仕様書並びに設計図

二 意匠、色彩及び形状並びに表示の寸法及び面積(変形の場合は面積計算方式)を表示した書面

三 照明又は音響を伴うものはその概要を記載した書面

四 建築を利用するものにあつては建築物との関係を表示した書面
 五 表示又は設置の場所の附近の状況見取図
 六 道路又は鉄道等から展望を目的とするものにあつては、その場所から道路又は鉄道等までの距離及び他の同種の広告物又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）までの距離を表示した書面
 七 設置場所が他人の所有又は管理に属するときはその承認を証する書面。
 ただし、知事が正当な理由があると認めるときは、その承認を証する書面に代わる書面
 （昭四六規則七七・昭四九規則二三・平一七規則三二・一部改正）

（許可の通知等）

第六条 知事は、第二条の規定による申請書の提出があつた場合は、これを審査し、許可の決定をしたときは、屋外広告物許可台帳（第四号様式）に記載し、申請書の一通に許可印（第五号様式）を押し、これを屋外広告物許可証を添えて申請者に交付するものとする。

2 はり紙、はり札、広告幕等の許可をする場合は、当該広告物等に許可済印を押し、屋外広告物許可証の交付に代えることができる。
 （昭四九規則二三・旧第五条繰下・一部改正）

別表第一（第四条関係）屋外広告物許可基準

一 一般基準

- 1 都市美、自然美をそこなわないように色彩、形状、意匠、個数等が周囲の環境に調和したものであること。
 - 2 夜間の照明を主とした広告物は、点滅の速度がゆるやかで、かつ、昼間においても良好な景観若しくは風致を害しないものであること。
 - 3 材料は、良質なものを使用し、風雨又は軽微な衝動によつて破損、落下、倒壊の危険のないものであること。
- 二 条例第五条の規定による許可基準

野立看板	広告板、広告塔 及びサイン・ポ ール	道路に突出したものでないこと。 道路上一表示面の表示面積は、二〇平方メートル（商工業地域にあつては三〇平方メートル）
------	--------------------------	---

	建築物を利用するもの				電柱の類を利用するもの
	屋上広告	壁面広告	突出広告	つり下げ広告	電柱及び鉄柱の広告
<p>方メートル)以内とし、高さは、一五メートル以下とすること。ただし、道路及び鉄道等からの距離が一〇メートル以上のものにあつては、広告物の表示面積は、五〇平方メートル以内とし、高さは、二〇メートル以下とすること。</p>	<p>イ 広告物の高さは、一五メートル以下とし、かつ、その建築物の高さの三分の二以下とすること。</p>	<p>イ 広告物の表示面積の合計は、一壁面の二分の一以内とすること。</p>	<p>イ 広告物の突出幅は、路端から一メートル以下とし、表示面積は、二〇平方メートル以内とすること。</p> <p>ロ 広告物の下端の地上からの高さは、歩道上二・五メートル、車道及び歩車道上四・五メートル以上とすること。</p>	<p>イ 広告物の表示面積は、二〇平方メートル以内とし、下端の地上からの高さは、二・五メートル以上とすること。</p>	<p>イ 広告物の個数は、電柱一本につき袖付広告、巻付広告ともに各一個とすること。なお、傾斜した電柱の類及び支柱に巻き付けたものでないこと。</p> <p>ロ 袖付広告の大きさは、突出幅〇・八メートル、縦一・二メートル、横〇・八メートル以下とし、下端の地上からの高さは、歩道上二・五メートル、車道及び歩車道上四・五メートル以上とすること。</p>

		その他の広告物		
アーチ及び横断幕	アーケード追加広告	アド・バルーン	街燈広告	
イ アーチ広告の幅は、一・五メートル以内とすること。 ロ 横断幕の幅は、一メートル以内とすること。 ハ 広告物の下端の地上からの高さは、歩道上二・五メートル、車道及び歩車道上四・五メートル以上とすること。	イ 規格を統一し、一商店につき一個とし、片面積一平方メートル以内とすること。 ロ 歩道上のアーケードに添加する場合は、車道に面する側に表示したものでないこと。 ハ 広告物の下端の地上からの高さは、歩道上二・五メートル、車道及び歩車道上四・五メートル以上とすること。	イ 気球の内容積は、八平方メートル以内で、ロープの長さは、五〇メートル以下とすること。	イ 広告物は、街燈一本につき一個とし、支柱に直接描出したものでないこと。 ロ 照明を伴う広告物の表示面積は、照明部分の三分の二以内とし、下端の地上からの高さは、歩道上二・五メートル、車道及び歩車道上四・五メートル以上とすること。	ハ 巻付広告の大きさは、縦一・五メートル以下とし、下端の地上からの高さは、〇・五メートル以上とすること。 ニ 電柱及び鉄柱に直接描出したものでないこと。 ホ 道路上の電柱及び鉄柱の広告物は、発光塗料等を使用したものでないこと。

(適用除外)

第六条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は適用しない。

一 法令の規定により表示する広告物又はこの掲出物件

二 国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示する広告物又はこの掲出物件

三 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件

2 次の各号に掲げる広告物又はこの掲出物件については、第三条及び前条の規定は適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所

	<p>はり紙、はり札等、広告旗及び立看板等</p>	<p>五メートル以上とすること。</p> <p>イ ポスター、はり紙の類の表示面積は、〇・五平方メートル以内とすること。</p> <p>ロ はり札等の表示面積は、〇・五平方メートル以内とし、表示数は、一壁面につき二個以内とすること。</p> <p>ハ 広告旗及び立看板等は、幅〇・九メートル以下とし、長さ二メートル以内(脚の長さを含む。)とすること。</p>
<p>備考 1 商工業地域とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。</p> <p>2 一表示面の表示面積とは、同一の工作物において、同一方向に表示する広告物の表示面積の合計のことをいう。</p>	<p>照明式バス停留所標識添加広告</p>	<p>照明式バス停留所標識に添加する広告物の個数は、進行車両の非対向面及び歩道面の二個とし、その広さは、照明表示ボックスの各表示面積の三分の一以下でその位置は、照明表示ボックスの最下段とすること。</p>

(適用除外基準)

第七条 条例第六条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号、同条第四項

若しくは作業場に表示する広告物又はこの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの

並びに同条第七項の規則で定める基準は、別表第二のとおりとする。
 (昭四九規則二三・旧第六条繰下、平一七規則三一・一部改正)

別表第二(第七条関係)

一 一般基準

別表第一の一般基準に同じ。

二 条例第六条第二項第一号の基準

1 共通基準

項目		基準
表示面積の合計	一 住所又は事務所、営業所若しくは作業場当たり 二〇平方メートル以内であること。	
その他	イ 道路上に突出したものでないこと。 ロ 屋上広告及び塀に設ける広告物については、禁止地域に表示したものでないこと。 ハ 広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートル以下であること(壁面に直接描写されたものを除く)。	
2 広告物の種類ごとの基準		
設置形態	種類	項目
自立式のもの (野立看板)	広告板、広告塔及びサイン・ポール	表示面積
建築物を利用するもの	突出広告	表示面積 突出幅
		五平方メートル以内であること。 建築限界から一メートル以下であること。
		一〇平方メートル以内であること。

- 二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はこの掲出物件で、規則で定める基準に適合するもの
 - 三 冠婚葬祭又は祭札等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件
 - 四 講演会、展覧会、音楽会等のための会場の敷地内に表示する広告物又はこの掲出物件
 - 五 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
 - 六 地方公共団体が設置する公共掲示板に規則で定めるところにより表示する広告物
- 3 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条第一項の規定は適用しない。
- 一 第四条第一項第二号、第八号、第九号又は第十一号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、第四条第一項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示する広告物
 - 三 前二号に掲げる掲出物件

壁面広告	表示面積	五平方メートル以内であり、かつ、一壁面の二分の一以内であること。		
屋上広告	表示面積	一〇平方メートル以内であること。		
塀に設ける 広告物	表示面積	五平方メートル以内であり、かつ、一壁面の三分の一以内であること。		

備考 この表に掲げる基準は、広告物一個当たりの基準とする。ただし、建築物を利用するものの部に掲げる表示面積の基準は、一住所又は事務所、営業所若しくは作業場当たりの基準とする。

- 三 条例第六条第二項第二号の基準
 - 1 広告物の表示面積は、三平方メートル以内で、かつ、**広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さ**が**四メートル以下**であること。
- 四 条例第六条第三項第一号の基準
 - 1 禁止地域内の広告物の表示面積は、二平方メートル以内とすること。
 - 2 許可地域内の広告物の表示面積は、三平方メートル以内とすること。

- 4 政治資金規正法(昭和二十二年法律第九十四号)第六条第一項の届出を行った政治団体が政治活動のために表示又は設置するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等で、規則で定める基準に適合するものについては、第五条の規定は適用しない。
- 5 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はこの掲出物件で、第二項第一号に該当するもの以外のものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第三条の規定は適用しない。

		五 条例第六条第四項の基準 別表第一の条例第五条の規定による許可基準に同じ	
		別表第一(第四条関係)屋外広告物許可基準 三条例第六条第五項の規定による許可の基準	
		1 共通基準	
項 目		基 準	
表示面積の合計		一 住所又は事務所、営業所若しくは作業場当たり 四〇平方メートル以内であること。	
その他		イ 道路上に突出したものでないこと。 ロ 建築物を利用するものにあつては、屋上又は塀に表示したものでないこと。	
2 広告物の種類ごとの基準			
設置形態	種 類	項 目	基 準
自立式のもの (野立看板)	広告板、広告塔及びサイン・ポール	表示面積	一五平方メートル以内であること。
建築物を利用するもの	突出広告	高さ	八メートル以下であること。
		表示面積	八平方メートル以内であること。
		突出幅	建築限界から一メートル以下であること。
		高さ	広告物の上端の地上からの高さが、五メートル以下であること。

6 道標、案内図板その他公共的用途をもつた広告物若しくは公衆の利便に供することを目的とする広告物又はこれらの掲出物件(第一項第二号に該当する広告物又はこれを掲出する物件を除く。)については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場所に限り、第三条の規定は適用しない。

7 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに、規則で定める基準に適合して寄贈者名等を表示する場合においては、第三条から前条までの規定は適用しない。
(昭四九条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(経過措置)

第七条 第三条第一号、第五号、第六号、第七号及び第九号に該当する地域又は場所について主務官庁の指定が新たに行われた際、当該指定のあった地域(同条第一号ただし書に該当する区域を除く。)又は場所に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定の日から三年間は、同条の規定は適用しない。

2 第三条又は第四条第一項の規定による知事の指定があつた際、当該指定のあつた地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されていた広告物又は掲出物件については、当該指定の日から三年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、これらの規定は適用しない。その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、

壁面広告	表示面積	八平方メートル以内であり、かつ、一壁面の二分の一以内であること。
------	------	----------------------------------

備考 この表に掲げる基準は、広告物一個当たりの基準とする。ただし、建築物を利用するものの部に掲げる表示面積の基準は、一住所又は事務所、営業所若しくは作業場当たりの基準とする。

四 条例第六条第六項の規定による許可の基準

- 1 道標等は、幅〇・五メートル以下、高さ二メートル以下とすること。
- 2 案内図板等の表示面積は、二平方メートル以内とし、高さは、二メートル以下とすること。

別表第二(第七条関係)

六 条例第六条第七項の基準

- 1 寄贈者名等の表示面積は、〇・五平方メートル以内とし、かつ、表示方向から見た場合の当該施設又は物件の外郭内を一平面とみなしたものの十分の一以内とすること。なお、表示数は、一施設又は物件当たり一個とすること。

また同様とする。

(昭四六条例九・平八条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(禁止広告物)

第八条 次の各号に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。

- 一 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したものの
- 二 著しく破損し、又は老朽したものの
- 三 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- 四 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- 五 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの
(平一七条例二八・一部改正)

(許可の期間及び条件)

第九条 知事は、第五条又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可をする場合においては、許可の期間を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、必要な条件を付することができる。

2 前項の許可の期間は、三年を超えることができない。

(許可期間)

第三条 条例第九条第一項の規定による許可の期間は、次の各号に掲げる広告物又はこの掲出物件について、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 はり紙及びこれに類するもの 一月以内
- 二 はり札等(容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられているはり札その他これに類する広告物をいう。) 一月以内
- 三 広告旗(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗(これを支える台を含む。)をいう。) 一月以内
- 四 立看板等(容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件(これらを支える台を含む。)をいう。) 一月以内
- 五 広告幕及び気球 一月以内
- 六 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のものであつて、広告物又は掲出物件の上端の地上からの高さが四メートルを超えるもの 三年以内
- 七 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のものであつて、次のいずれにも該当するもの(新規の許可申請に係るものにあつては、ロに該当するもの) 三年以内

イ 条例第十三条の二第二項に規定する者が同条第一項の規定により点検したもの

3 知事は、この条例の規定による許可を受けた者の申請に基づき、許可の期間を更新することができる。この場合においては、前二項の規定を準用する。

(平八条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(変更等の許可)

第十条 第五条又は第六条第五項若しくは第六項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件を変更し、又は改造しようとするとき(規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。)は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

(平一七条例二八・一部改正)

(許可の基準)

第十一条 この条例の規定による広告物の表示又は掲出物件の設置の許可の基準は、規則で定める。

2 知事は、広告物の表示又は掲出物件の設置が前項の基準に適合しない場合においても、特にやむを得ないと認めるときは、許可することができる。

ロ 条例第二十条第二項に規定する者が同条第一項の規定により管理するもの

八 前各号に掲げる広告物又は掲出物件以外のもの 一年以内

(昭四九規則二三・追加、平八規則二六・平一七規則三一・一部改正)

(許可期間の更新申請)

第八条 条例第九条第三項の規定により許可の期間を更新しようとするときは、許可期限満了の日の一月前(許可期間が一月以内の広告物又はこの掲出物件については、許可期間満了の日の五日前)までに屋外広告物許可期間更新申請書(第六号様式)二通を知事に提出しなければならない。この場合において、**第三条第六号から第八号までの**広告物又はこの掲出物件については、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 広告物等の現況のカラー写真(申請前三月以内に撮影したものに限り。)

二 **屋外広告物安全点検報告書**(第六号様式之二)

(昭四九規則二三・旧第七条繰下・一部改正、平八規則二六・平一七規則三一・一部改正)

(変更許可)

第九条 条例第十条の規定により変更の許可を受けようとする者は、屋外広告物変更許可申請書(第七号様式)二通に第二条各号に掲げる書類のうち変更事項に関連のある書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 条例第十条の規則で定める軽微な変更又は改造は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 形状又は構造に変更をきたさない改造又は修理

二 意匠、色彩又は表示の面積に変更をきたさない塗装替え

(昭四九規則二三・旧第八条繰下・一部改正)

(許可基準)

第四条 条例第十一条の規則で定める許可の基準は、別表第一のとおりとする。

(昭四九規則二三・旧第三条繰下)

(平一七条例二八・一部改正)

(許可の表示)

第十二条 この条例の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に許可の証票をはりつけておかなければならない。ただし、許可の押印又は打刻印を受けたものについては、この限りでない。

2 前項の許可の証票又は許可の押印若しくは打刻印は、許可の期間を明示したものでなければならない。
(平一七条例二八・一部改正)

(管理義務等)

第十三条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。
(平一七条例二八・一部改正)

(点検)

第十三条の二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより、当該広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の規定による点検は、登録試験機関（法第十条第二項第三号イの登録試験機関をいう。以下同じ。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に關し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者が行わなければならない。
(平成二八条例四二・追加)

(除却義務等)

(許可の証票)

第五条 条例第十二条の許可の証票及び許可の押印は、それぞれ屋外広告物許可証(第二号様式)及び許可済印(第三号様式又は第三号様式の二)によるものとする。
(昭四六規則七七・一部改正、昭四九規則二三・旧第四条繰下)

(定期点検)

第九条の二 条例第十三条の二第一項の規定による点検は、条例第九条第三項の規定による許可の期間の更新の申請前三月以内に行い、屋外広告物安全点検報告書(第六号様式の二)を作成するものとする。

2 条例第十三条の二第二項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、条例第六条第一項、第二項、第四項及び第七項の規定により条例第五条の規定が適用されない広告物又は掲出物件並びに第三条第一号から第五号までに掲げる広告物又は掲出物件とする。

3 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第三条第六号及び第七号に掲げる広告物又は掲出物件であつて、許可の期間が一年を超えるものとする。

4 条例第十三条の二第二項の規則で定める者は、第十一条第三項各号に掲げる者とする。

(除却届)

第十四条 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、許可の期間が満了し、若しくは**次**条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物の表示若しくは掲出物件の設置が必要でなくなつたときは、遅滞なく当該広告物又は掲出物件を除却しなければならない。第七条に規定する広告物又は掲出物件について、同条の規定による期間が経過した場合においても、また同様とする。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を除却した者は、規則の定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(平一七条例二八・平成二八条例四二・一部改正)

(許可の取消し)

第十五条 知事は、この条例の規定による許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一 第九条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)又は第十条第二項の規定による許可の条件に違反したとき。

二 第十条第一項の規定に違反したとき。

三 次条第一項の規定による知事の命令に違反したとき。

四 いつわりの申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

(平一七条例二八・旧第十六条繰上・一部改正)

(違反に対する措置)

第十六条 知事は、この条例の規定又はこの条例の規定による許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命じることができる。

2 知事は、前項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者を過失がなくて確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、掲出物件を除却する場合にお

第十条 条例第十四条第二項の規定による届出は、屋外広告物除却届(第八号様式)によるものとする。

(昭四九規則二三・旧第九条繰下・一部改正)

いては、五日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告するものとする。
(平一七条例二八・追加)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項)

第十七条 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - 二 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び当該広告物又は掲出物件を除却した日時
 - 三 当該広告物又は掲出物件の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項
- (平一七条例二八・全改)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法)

第十七条の二 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して十四日間(法第八条第三項第一号に規定する広告物については、二日間)、規則で定める場所に掲示すること。
- 二 前号の規定により掲示された広告物又は掲出物件のうち法第八条第三項第二号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なお当該広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者(第十七条の六において「所有者等」という。)の氏名及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を大分県報に掲載すること。

2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、関係者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(広告物又は掲出物件を保管した場合の公示場所)

第十条の二 条例第十七条の二第二項第一号の規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を保管した土木事務所に掲示板とする。

(平一七規則三一・追加)

(保管物件一覧簿)

第十条の三 条例第十七条の二第二項の規則で定める様式による保管物件一覧簿は、第八号様式の二によるものとする。

2 条例第十七条の二第二項の規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を保管した土木事務所とする。

(平一七規則三一・追加)

(保管した広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第十七条の三 法第八条第三項の規定による条例で定める保管した広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平一七条例二八・追加)

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第十七条の四 法第八条第三項の規定による条例で定める保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の二第一項各号のいずれかに該当する場合は、随意契約により売却することができる。

(平一七条例二八・追加)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第十七条の五 法第八条第三項各号の規定による条例で定める期間は、次の各号に掲げる期間とする。

- 一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日
- 二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月
- 三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間

(平一七条例二八・追加)

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の手続)

第十七条の六 知事は、保管した広告物又は掲出物件(法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。)を当該広告物又は掲出物件の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者が当該広告物又は掲出物件の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返

(保管した広告物又は掲出物件を返還する場合の受領書)

第十条の四 条例第十七条の六の規則で定める様式による受領書は、第八号様式の三によるものとする。

(平一七規則三一・追加)

還するものとする。

(平一七条例二八・追加)

(立入検査等)

第十八条 知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平一七条例二八・一部改正)

(処分、手続等の効力の承継)

第十九条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者について変更があつた場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となつた者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続その他の行為は新たにこれらの者となつた者に対してしたものとみなす。

(平一七条例二八・一部改正)

(管理者の設置)

第二十条 この条例の規定による許可に係る広告物又は掲出物件を表示し、又は設置する者は、これらを管理する者を置かなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有するものとして規則で定める者でなければならぬ。

(平一七条例二八・追加、平成二八条例四二・一部改正)

(立入検査員証)

第十六条 条例第十八条第二項及び第二十六条の四第二項の証明書は、立入検査員証(第二十二号様式)によるものとする。

(昭四九規則二三・旧第十一条繰下・一部改正、平一七規則九〇・一部改正)

(管理者の設置)

第十一条 条例第二十條第一項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第三条第一号から第五号までに掲げる広告物又は掲出物件とする。

2 条例第二十條第二項の規則で定める広告物又は掲出物件は、第三条第六号及び第七号に掲げる広告物又は掲出物件であつて、許可の期間が一年を超えるものとする。

3 条例第二十條第二項の規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指

(管理者等の届出)

第二十条の二 広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、前条第一項の規定により管理する者を置いたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく当該管理する者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者に変更があつたときは、新たにこれらの者となつた者は、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

3 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらが滅失したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

4 この条例の規定による許可に係る広告物若しくは掲出物件を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者がその氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を知事に届け出なければならない。

(平一七条例二八・旧第二十条繰下・一部改正)

(告示)

第二十一条 知事は、第三条若しくは第四条第一項の規定による指定をし、又はこれらを変更したときは、その旨を告示するものとする。

(昭四九条例一七・旧第二十五条繰上・一部改正、平一七条例二八・一部改正)

(手数料)

導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕
上げに係るもの

二 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項及び第三項に規定
する一級建築士及び二級建築士

(平一七規則九〇・追加)

(管理者等の届出)

第二十条の二 条例第二十条の二第一項の規定による届出は、屋外広告物管理
者等設置・変更届(第九号様式)によるものとする。この場合において、当該
届出に係る広告物又は掲出物件が前条第二項に規定するものであるときは、
その管理者が同条第三項に規定する資格を有する者を証する書面
を添付しなければならない。

2 条例第二十条の二第二項及び第四項の規定による届出は、屋外広告物管理
者等設置・変更届(第九号様式)によるものとする。

3 条例第二十条の二第三項の規定による届出は、屋外広告物滅失届(第十一
号様式)によるものとする。

(昭四九規則二三・旧第十条繰下・一部改正、平一七規則九〇・一部改正、平
一七規則九〇・旧第十一条繰下・一部改正、平二四規則二一・一部改正)

第二十二條 この条例の規定による許可（許可の更新を含む。）を受けようとする者は、大分県使用料及び手数料条例（昭和三十一年大分県条例第二十七号）で定めるところにより、手数料を納付しなればならない。ただし、政治資金規正法第六条の届出を行った政治団体がはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等を表示するための許可（許可の更新を含む。）を受けようとするときは、この限りでない。

（昭四九条例一七・旧第二十六条繰上・一部改正、平一七条例二八・一部改正）

（屋外広告業の登録）

第二十三條 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならぬ。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（平一七条例二八・全改）

（登録の申請）

第二十三條の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、知事に次に掲げる事項を記載した登録申請書を提出しなければならない。

一 商号、名称又は氏名及び住所

二 大分県の区域（大分市の区域を除く。以下同じ。）内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三 法人である場合においては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏

（登録の更新の申請期限）

第十二條 屋外広告業者（条例第二十三條第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）は、条例第二十三條第三項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の三十日前までに当該更新の登録を申請しなければならない。

（平一七規則九〇・全改）

（登録申請書の様式）

第十二條の二 条例第二十三條の二第一項の登録申請書は、屋外広告業登録申請書（第十三号様式）によるものとする。

（平一七規則九〇・追加）

名

- 四 未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名）
- 五 第二号の営業所ごとに選任される業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第二十三条の四第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。
- 3 登録申請者は、大分県使用料及び手数料条例で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。
(平一七条例二八・追加、平二四条例一七・一部改正)

(登録申請書の添付書類)

- 第十二条の三 条例第二十三条の二第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
 - 一 屋外広告業の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）が、法人である場合にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、営業に関し成年者同一の能力を有しない未成年者である場合にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては当該法人及びその役員）が条例第二十三条の四第一項各号に規定する者に該当しない者であることを誓約する書面
 - 二 登録申請者が選任した業務主任者が条例第二十五条第一項各号に規定する者のいずれかに該当する者であることを証する書面
 - 三 業務主任者が在籍していることを証する書面
 - 四 登録申請者（法人である場合にあつてはその役員、営業に関し成年者同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては当該未成年者及びその法定代理人（法人である場合にあつてはその役員）の略歴を記載した書面
 - 五 登録申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書
 - 六 登録申請者が個人である場合にあつては、登録申請者（営業に関し成年者同一の能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人（法人である場合を除く。）を含む。）の住民票の写し又はこれに代わる書面
 - 七 登録申請者が営業に関し成年者同一の能力を有しない未成年者である場合で、その法定代理人が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書
- 2 条例第二十三条の二第二項及び前項第一号の書面は、誓約書（第十三号様式の二）によるものとする。
- 3 第一項第四号の書面は、登録申請者の略歴書（第十三号様式の三）によるものとする。
(平一七規則九〇・追加、平二二規則四〇・平二四規則二一・一部改正)

(登録の実施)

第二十三条の三 知事は、前条の規定による書類の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なくその旨を登録申請者に通知しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(登録の拒否)

第二十三条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、又は第二十三条の二第一項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一 第二十六条の二第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者

二 屋外広告業者(第二十三条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第二十六条の二第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの

三 第二十六条の二第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

(屋外広告業登録簿の様式)

第十二条の四 条例第二十三条の三第一項の屋外広告業者登録簿は、第十三号様式の四によるものとする。

(平一七規則九〇・追加)

七 第二十三条の二第一項第二号の営業所(以下「営業所」という。)ごとに業務主任者を選任していない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なくその理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。(平一七条例二八・追加、平二四条例一七・一部改正)

(登録事項の変更の届出)

第二十三条の五 屋外広告業者は、第二十三条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第二十三条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(平一七条例二八・追加)

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第二十三条の六 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しななければならない。

(平一七条例二八・追加)

(廃業等の届出)

第二十三条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するこ

(変更の届出)

第十二条の五 条例第二十三条の五第一項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届出書(第十四号様式)によるものとする。この場合において、当該変更が次の各号に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を添付しなければならない。

一 条例第二十三条の二第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が法人である場合に限る。) 登記事項証明書

二 条例第二十三条の二第一項第一号に掲げる事項の変更(変更の届出をした者が個人である場合に限る。) 住民票の写し又はこれに代わる書面

三 条例第二十三条の二第一項第二号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書

四 条例第二十三条の二第一項第三号に掲げる事項の変更 登記事項証明書並びに第十二条の三第一項第一号及び第四号の書面

五 条例第二十三条の二第一項第四号に掲げる事項の変更 第十二条の三第一項第一号及び第四号の書面並びに法定代理人が法人である場合にあつては当該法人の登記事項証明書、個人である場合にあつてはその住民票の写し又はこれに代わる書面

六 条例第二十三条の二第一項第五号に掲げる事項の変更 第十二条の三第一項第二号及び第三号の書面

(平一七規則九〇・追加、平二二規則四〇・平二四規則二二・一部改正)

(廃業等の届出)

第十二条の六 条例第二十三条の七の規定による届出は、屋外広告業廃業等届

となつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならぬ。

出書(第十五号様式)によるものとする。
(平一七規則九〇・追加)

一 死亡した場合 その相続人
二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産以外の理由により解散した場合 その清算人

五 大分県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。
(平一七条例二八・追加)

(登録の抹消)

第二十三条の八 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第二十六条の二第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。
(平一七条例二八・追加)

(講習会)

第二十四条 知事は、規則で定めるところにより、広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

2 知事は、規則で定めるところにより、講習会の運営に関する事務を他の者に委託することができる。

3 第一項の講習会を受けようとする者は、大分県使用料及び手数料条例で定めるところにより講習手数料を納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、講習会に関し必要な事項は、規則

(講習会)

第十三条 条例第二十四条第一項の規定による講習会は、毎年一回開催するものとし、開催の日時、場所その他講習会の開催に関し必要な事項を公告するものとする。

2 条例第二十四条第二項の規定により、講習会の運営に関する事務の委託については、次の各号に掲げるとおりとする。

一 委託の対象者は、屋外広告業者の組織する団体その他の者で、講習を的確に実施する能力を有するものでなければならない。
二 委託の範囲は、講習会の開催の公告及び講習会終了の判定を除く講習会の運営の全部又は一部とする。

3 条例第二十四条第四項の規定により、講習会の講習要目は、次に掲げると

で定める。

(昭四九条例一七・追加、平一七条例二八・一部改正)

おりとする。

- 一 屋外広告物に関する法令
 - 二 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - 三 屋外広告物の施工に関する事項
- (昭四九規則二三・追加、平二〇規則八五・一部改正)

(受講の申込み及び講習の一部免除)

第十四条 条例第二十四条第一項の規定による講習を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書(第十八号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、次の各号に掲げる者については、その申請により第十三条第三項の規定による講習要目のうち、同項第三号の規定による講習要目は、免除するものとする。

- 一 建築士法第二条第一項に規定する建築士の資格を有する者
 - 二 電気工事士法(昭和三十五年法律第百二十九号)第三条に規定する電気工事士の資格を有する者
 - 三 電気事業法(昭和二十九年法律第七十号)第四十四条第一項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - 四 職業能力開発促進法に基づく帆布製品科の職業訓練指導員免許所持者、帆布製品製造取付けの技能検定合格者又は帆布製品製造科の職業訓練修了者
- 3 前項の規定により、講習要目の一部免除を受けようとする者は、屋外広告物講習会受講申込書にその資格を証する書面を添えて知事に提出しなければならない。
- 4 知事は、第一項及び前項の規定による申込書を受理したときは、これを審査し、受講票(第十九号様式)を交付するものとする。
- (昭四九規則二三・追加、平四規則四一・平八規則二六・平一七規則九〇・一部改正)

(講習会修了証明書の交付)

第十五条 条例第二十四条第一項の規定による講習会を修了した者は、屋外広告物講習会修了者等台帳(第二十号様式)に記載し、修了証明書(第二十一号様式)を交付するものとする。

(業務主任者の設置)

第二十五条 屋外広告業者は、営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- 一 登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
 - 二 前条第一項の講習会の課程を修了した者
 - 三 他の都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の行う講習会の課程を修了した者
 - 四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術仕上に係るもの
 - 五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。
- 一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
 - 二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。
 - 三 第二十五条の三に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。
- (昭四九条例一七・追加・平四条例三一・平九条例一七・平一七条例二八・一部改正)

(標識の掲示)

第二十五条の二 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録

(昭四九規則二三・追加)

(標識の掲示)

第十二条の七 条例第二十五条の二の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(帳簿の備付け等)

第二十五条の三 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定められるものを記載し、これを保存しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告)

第二十六条 知事は、大分県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

一 法人である場合にあつては、その代表者の氏名

二 登録番号及び登録年月日

三 業務主任者の氏名

2 条例第二十五条の二の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、屋外広告業者登録票(第十六号様式)によるものとする。

(平一七規則九〇・追加)

(帳簿の記載事項等)

第十二条の八 条例第二十五条の三の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 注文者の商号、名称又は氏名及び住所

二 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

三 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

四 当該表示又は設置の年月日

五 請負金額

2 条例第二十五条の三の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、第十七号様式によるものとする。

3 第一項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク等」という。)に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて前項の帳簿への記載に代えることができる。

4 第二項の帳簿(前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。次項において同じ。)は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

5 屋外広告業者は、第二項の帳簿を各事業年度の末日をもつて閉鎖するものとし、閉鎖後五年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。(平一七規則九〇・追加、平二四規則二一・一部改正)

きる。

(昭四九条例一七・追加、平一七条例二八・一部改正)

(登録の取消し等)

第二十六条の二 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

二 第二十三条の四第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第二十三条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分違反したとき。

2 第二十三条の四第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(平一七条例二八・追加)

(監督処分簿の備付け等)

第二十六条の三 知事は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める場所に備え付け、一般の閲覧に供しなければならぬ。

2 知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を記載しなければならない。

(平一七条例二八・追加)

(報告及び検査)

第二十六条の四 知事は、大分県の区域内で屋外広告業を営む者に對して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に係る場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければ

(監督処分簿)

第十二条の九 条例第二十六条の三第一項の規則で定める場所は、土木建築部都市・まちづくり推進課とする。

2 条例第二十六条の三第一項の屋外広告業者監督処分簿は、第十七号様式の二によるものとする。

(平一七規則九〇・追加)

(立入検査員証)

第十六条 条例第十八条第二項及び第二十六条の四第二項の証明書は、立入検査員証(第二十二号様式)によるものとする。

- ばならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(平一七条例二八・追加)

(審議会)

- 第二十七条 広告物に関する重要事項を調査審議するため、大分県屋外広告物審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 知事は、次の各号に掲げる場合においては、審議会の意見をきかなければならない。
- 一 知事が第三条又は第四条第一項の規定による指定をし、又はこれらを変更しようとするとき。
- 二 第六条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号並びに第十一条第一項に規定する基準を定め、又はこれらを変更しようとするとき。
- 三 第十一条第二項の規定による許可をしようとするとき。
- 3 審議会は、広告物に関する事項について、知事に建議することができる。
(昭四九条例一七・旧第二十一条繰下、平一七条例二八・一部改正)

(組織)

- 第二十八条 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が任命し、又は委嘱する。
- 一 県議会議員
- 二 関係行政機関の長(又はその指名する職員)
- 三 学識経験者
- 四 広告業者
- 3 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(昭四九条例一七・旧第二十二条繰下、平一七条例二八・一部改正)
- (会長)
- 第二十九条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(昭四九条例一七・旧第二十三条繰下)

(会議)

- 第三十条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員のうちその議事について直接利害関係を有する者は、議決に参加することができない。
(昭四九条例一七・旧第二十四条繰下)

(委任)

第三十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

- 第三十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第二十三条第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けな
いで屋外広告業を営んだ者
 - 二 不正の手段により第二十三条第一項又は第三項の登録を受け
た者
 - 三 第二十六条の二第一項の規定による営業の停止の命令に違反
した者

(平一七条例二八・追加)

第三十二条 第十六条第一項の規定による知事の命令に違反した者
は、五十万円以下の罰金に処する。
(昭四九条例一七・旧第二十七条繰下、平四条例三一・平一七条例
二八・一部改正)

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条から第五条までの規定に違反して広告物又は掲出物件を表示し、又は設置した者

二 第十条の規定に違反して広告物又は掲出物件を変更し、又は改造した者

三 第十四条第一項の規定に違反して広告物又は掲出物件を除却しなかつた者

四 第二十三条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第二十五条第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者

(昭四九条例一七・旧第二十八条繰下・一部改正、平四条例三一・平一七条例二八・一部改正)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 第二十六条の四第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(平一七条例二八・全改)

(両罰規定)

第三十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十一条の二から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

(昭四九条例一七・旧第三十条繰下、平一七条例二八・一部改正)

第三十五条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下

の過料に処する。

一 第二十三条の七第一項の規定による届出を怠つた者

二 第二十五条の二の規定による標識を掲げない者

三 第二十五条の三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

(平一七条例二八・追加)

(適用上の注意)

第三十六条 この条例の適用にあつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(昭四九条例一七・追加)

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例の施行の際、改正前の大分県屋外広告物条例の規定により許可を受けて、現に存在する広告物又は広告物を掲出する物件については、その許可期間に限り、この条例の規定により許可を受けたものとみなす。

3 この条例の施行の際、この条例の施行により新たに広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置することについて許可を必要とする地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を提出する物件については、この条例の施行の日から一年間は、第五条の規定は適用しない。その期間内

(書類の經由)

第十七条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類は、広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しようとする地域又は場所を所轄する土木事務所を經由しなければならない。

(昭四九規則二三・旧第十二条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日(昭和三十九年八月一日)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の大分県屋外広告物条例施行規則(昭和三十六年大分県規則第十六号)の規定によりした許可の申請又は届出は、この規則の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則(昭和四六年規則第七七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四八年規則第六二号)

この規則は、公布の日から施行する。

に同条の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

4 この条例の施行の際、この条例の施行により新たに広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置することを禁止された地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、この条例の施行の日から一年間は、第三条及び第四条の規定は適用しない。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(昭和四十二年条例第一六号)

この条例は、昭和四十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十五年条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和四十六年条例第九号)

この条例は、昭和四十六年四月一日から施行する。

附 則(昭和四十九年条例第一七号)

1 この条例は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、この条例による改正後の大分県屋外広告物条例(以下「新条例」という。)第二十三条及び第二十五条の規定は、この条例の施行の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

2 新条例第二十三条の規定の施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者は、同条の施行の日から三十日間は、同条第一項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

3 知事は、昭和四十九年四月一日から起算して九十日以内に新条例第二十四条に規定する講習会を開催しなければならない。

附 則(昭和四十九年規則第二三号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に、改正前の大分県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年大分県規則第六十四号)の規定によりした許可の申請又は届出は、この規則の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則(昭和五〇年規則第一三号)

この規則は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則(平成四年規則第四一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成八年規則第二六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の大分県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年大分県規則第六十四号)の規定によりした許可の申請又は届出は、改正後の大分県屋外広告物条例施行規則の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則(平成一一年規則第七〇号)

この規則は、平成十二年一月一日から施行する。

附 則(平成一七年規則第三一号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の大分県屋外広告物条例施行規則(昭和三十九年大分県規則第六十四号)の規定によりした許可の申請は、改正後の大分県屋外広告物条例施行規則の相当規定によつてしたものとみなす。

附 則(昭和五十六年条例第四〇号)

この条例は、昭和五十六年十月十二日から施行する。

附 則(平成四年条例第三一号)

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則(平成八年条例第一七号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条の改正規定及び第九条第二項の改正規定は、平成八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成四年法律第八十二号。以下「改正法」という。)第一条の規定による改正前の都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成八年六月二十四日(同日前に改正法第一条の規定による改正後の都市計画法第二章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第二十条第一項(同法第二十二條第一項において読み替える場合を含む。)の規定による告示があつた日)までの間は、この条例による改正前の大分県屋外公告物条例第三条第一号の規定は、なおその効力を有する。

附 則(平成九年条例第一七号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則(平成二十二年条例第三六号)抄

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第四八号)抄

(施行期日)

附 則(平成一七年規則第九〇号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定、第十二条の次に八条を加える改正規定及び第十六条の改正規定並びに第一号様式、第四号様式、第六号様式及び第七号様式の改正規定、第十三号様式の改正規定、第十三号様式の次に三様式を加える改正規定、第十四号様式から第十七号様式までの改正規定、第十七号様式の次に一様式を加える改正規定及び第二十二号様式の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年規則第八五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二二年規則第四〇号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、改正前の大分県屋外公告物条例施行規則の規定によりした許可の申請は、改正後の大分県屋外公告物条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定によつてしたものとする。

3 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件に係る表示面積の基準については、新規則第四条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から七年間は、なお従前の例による。

附 則(平成二四年規則第二一号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第五四号)

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一〜六 (略)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、市町村の合併により新たに広告物又は広告物を掲出する物件を表示し、又は設置することについて許可を必要とする地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件については、それぞれ当該地域又は場所の市町村の合併の日から三年間(この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間)は、大分県屋外広告物条例第五条第二項の規定は適用しない。その期間内に同条の規定による許可の申請があつた場合において、その期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

附 則(平成一七年条例第二八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中大分県屋外広告物条例第三条第一号の改正規定(「**美観地区**」を「**景観地区**」に改める部分に限る。) 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百一十一号)附則第一条ただし書に規定する日
 - 二 第一条中大分県屋外広告物条例第三条の改正規定(前号に掲げる規定及び同条例第三条第二号の改正規定中「第五十六条の十**第一項**」を「第七十八条**第一項**」に、「第六十九条**第一項**」を「**第九十九条第一項**」に、「第七十条**第一項**」を「**第一百十条第一項**」に改める部分を除く。)、同条例第四条第一項の改正規定(同項各号列記以外の部分の改正規定を除く。)、同条例第五条の改正規定、同条例第六条第三項第一号の改正規定(「又は第九号」を「**第九号又は第十一号**」に改める部分に限る。)、同条例第七條第一項の改正規定(「**第三条第一号から第四号まで**」を「**第三条第一号、第五号、第六号、第七号及び第九号**」に改める部

- 2 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件に係る許可基準及び適用除外基準については、この規則による改正後の大分県屋外広告物条例施行規則第四条及び第七条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から三年間は、なお従前の例による。

附 則(平成二八年規則第三六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第七二号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二八年規則第〇〇号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この規則による改正後の大分県屋外広告物条例施行規則第三条、第十一条及び別表第二の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

分に限る。）、同条例第七条第二項の改正規定（「から第五条まで」を「又は第四条第一項」に改める部分に限る。）、同条例第十三条第二項を削る改正規定、同条例第二十条を同条例第二十条の二とし、同条例第十九条の次に一条を加える改正規定、同条例第二十一条の改正規定、同条例第二十七条第二項第一号の改正規定及び同条例別表を削る改正規定並びに次項及び第三項の規定 平成十七年七月一日

三 第一条中大分県屋外広告物条例第二十三条の改正規定、同条例の次に七条を加える改正規定、同条例第二十五条の改正規定、同条例の次に二条を加える改正規定、同条例第二十六条の次に三条を加える改正規定、同条例第三十一条の次に一条を加える改正規定、同条例第三十二条の前の見出しを削る改正規定、同条例第三十四条の改正規定、同条例第三十五条の改正規定（「関して前三条」を「関し、第三十一条の二から前条まで」に改める部分に限る。）及び同条例の次に一条を加える改正規定並びに第二条の規定並びに第四項、第五項及び第六項の規定 平成十八年四月一日

（経過措置）

2 第五条の改正規定の施行の際、第一条の規定による改正後の大分県屋外広告物条例（以下「新条例」という。）第五条の規定により新たに広告物又は掲出物件を表示し、又は設置することについて許可を必要とする地域又は場所に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、前項第二号に定める日から三年間（この条例による改正前の大分県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間は、新条例第五条の規定は適用しない。その期間内に同条例の規定による許可の申請があつた場合において、当該期間が経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

3 第三条及び第四条の改正規定の施行の際、新条例第三条又は第四条の規定により新たに広告物又は掲出物件を表示し、又は設置することを禁止された地域若しくは場所又は物件に現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、第一項第二号に定める日から三年間は、新条例第三条及び第四条の

規定は適用しない。

(経過措置)

4 第二十三条の改正規定の施行の際、現に旧条例第二十三条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、第一項第三号に定める日から六月(この期間内に新条例第二十三条の規定による登録の拒否の処分があつたときは、その日までの間)は、新条例第二十三条の規定にかかわらず、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がその期間内に新条例第二十三条の二の規定により登録の申請をした場合において、当該期間を経過したときは、当該申請に対する処分がある日まで、また同様とする。

5 第二十五条の改正規定の施行の際、現に旧条例第二十五条第一項に規定する講替会修了者等である者については、新条例第二十五条第一項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。

(大分県使用料及び手数料条例の一部改正)

6 大分県使用料及び手数料条例(昭和三十一年大分県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

(略)

附 則(平成二十四年条例第一七号)

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年条例第四二号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は掲出物件については、この条例の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間は、改正後の第十三条の二第二項の規定は、適用しない。